

県南広域振興局長告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、夏川沿岸土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年7月23日

県南広域振興局長 平 野 直

1 就任

理事

遠 藤 賢 治	一関市花泉町油島字表谷地132番地2
佐 藤 文 宜	〃 〃 〃 字原前2番地
佐 藤 多賀幸	〃 〃 涌津字白浜185番地
千 葉 正 吉	〃 〃 〃 〃 112番地
高 橋 秀 典	〃 〃 永井字西狼ノ沢7番地
佐 藤 優	〃 〃 〃 字鴻ノ巣95番地1

2 退任

理事

遠 藤 賢 治	一関市花泉町油島字表谷地132番地2
佐 藤 文 宜	〃 〃 〃 字原前2番地
佐 藤 多賀幸	〃 〃 涌津字白浜185番地
千 葉 正 吉	〃 〃 〃 〃 112番地
高 橋 秀 典	〃 〃 永井字西狼ノ沢7番地
千 葉 道 男	〃 〃 〃 字杉則106番地